

空家問題

司法書士がお役に立ちます

司法書士は、空家対策について市区町村の皆様と一緒に取り組みます。住民の皆様や市区町村ご担当者からの相談にいつでも応じます。

1 相続人の調査と特定

司法書士は、相続法と相続手続の専門家です。

司法書士は、相続人を特定するための戸籍による調査を迅速かつ正確に行います。

成年後見制度や相続財産管理・不在者財産管理制度の利用が必要となった場合は、その手続を行い、また成年後見人・財産管理人等に就任します。

2 空家対策事業の推進支援

司法書士は、まちづくりのお手伝いをします。

空家利活用、跡地利用等に関する売買・賃貸借・管理等の各種契約のチェックやアドバイスをを行います。

協議会への参加等を通じて市区町村と連携します。

空家対策事業の内容について所有者に対し説明します。

確定した所有者を公示するための相続登記を行います。

3 空家化の予防

司法書士は、空家対策に関する情報を積極的に提供します。

司法書士は年間 100 万件以上ある相続登記のほとんどに関与している機会を活かし、空家の適正な管理や特定空家化の予防に関する情報を依頼者・相続人に対して提供します。

成年後見人・財産管理人等に就任することで空家の管理をし、特定空家化を防ぎます。

お気軽にお問い合わせください。《相談窓口連絡先》

茨城司法書士会

所在地 〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16

電話 029-225-0111